

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 49,000 千円

【歳出】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 1,240,140 千円

《 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 》

事業名		平成29年度 当初	財源内訳						
			特定財源			一般財源			
			国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税収 (社会保障 財源化分)	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	153,961	103,047		240	2,635	48,039		
	高齢者福祉事業	10,358	650		1,389	433	7,886		
	児童福祉事業	439,282	105,755		27,339	15,919	290,269		
	母子福祉事業	39,643	7,546		30	1,668	30,399		
	その他社会福祉事業	2,713				140	2,573		
	小計	645,957	216,998	0	28,998	20,795	379,166		
社会保険	介護保険事業	106,124	559			5,488	100,077		
	国民健康保険事業	41,741	31,305			543	9,893		
	後期高齢者医療事業	101,958	16,364			4,450	81,144		
	小計	249,823	48,228	0	0	10,481	191,114		
保健衛生	保健衛生事業	34,433				1,790	32,643		
	疾病予防対策事業	41,164			3,220	1,973	35,971		
	母子保健事業	10,277				534	9,743		
	健康増進対策事業	919	200		15	36	668		
	病院対策事業	257,567				13,391	244,176		
	小計	344,360	200	0	3,235	17,724	323,201		
合計		1,240,140	265,426	0	32,233	49,000	893,481		

※地方消費税交付金の社会保障費財源化相当分は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分しています。